

## 令和4年度宮城の日本酒欧州市場進出促進プロモーション業務仕様書

### 1 委託業務名

令和4年度宮城の日本酒欧州市場進出促進プロモーション業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

### 3 業務の目的

宮城県では、日本酒の発信力の高い欧州市場開拓を狙いとして、令和3年度より宮城県産日本酒の魅力を伝えることを目的とした酒造連携によるブランド化の推進、輸出拡大モデルを目指し「MIYAGI STYLES」を展開している。

継続して欧州での宮城県産日本酒のマーケティング支援を実施し、日本酒市場のターゲット層に流通させる仕組みを構築するため、現地で日本酒に一定の知識を有するソムリエ等に宮城県産日本酒に関する造詣を深めてもらうとともに、日本酒の販路を持つ輸出事業者等との連携により、宮城県産日本酒の販路拡大に繋げるもの。

「MIYAGI STYLES」とは

県内の酒蔵が連携し、ワイン文化のある海外向けに宮城県酒造組合が提唱している。

日本酒の特徴的な「香り」や濃淡や柔らかさといった「味」を分析して数値で分かりやすく分類し、それぞれに合う現地の食事とのペアリングでPRするもの。

また、商流が確立するまでの在庫リスクを軽減するため、現地に卸機能を持った一時的倉庫機能を設置するなどにより、安定的な受注確保に繋げていくもの。

### 4 業務委託の内容

今後、日本酒の市場として特に高い波及効果が見込まれる、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアのうち1か国以上を対象国として、以下に掲げる内容を含む業務の企画を提案し、実施する。

#### (1) ターゲット層の嗜好性の調査・分析等

イ 現地ソムリエや輸出事業者等と連携し、対象国における日本酒市場のターゲット層や嗜好性を調査・分析すること。

ロ 分析結果を基に「MIYAGI STYLES」のコンセプトを活用し、現地の食事と日本酒のペアリングや日本酒の楽しみ方・飲み方等を提案すること。

ハ 分析結果を基に「MIYAGI STYLES」のコンセプトを活用し、オリジナルラベルを作成し日本酒をカテゴリ別に分かりやすくすること。

#### (2) 「MIYAGI STYLES」によるプロモーション媒体制作

イ (1)の調査・分析結果に基づき、日本酒の製造工程による「香・味のバランス」や「杜氏の拘り」など、宮城県産日本酒に対する興味関心を高め造詣を深める内容のプロモーション映像の制作。

(3分以上2本、字幕表示や吹き替えの挿入は対象国の言語で挿入すること。)

ロ イで制作した動画を活用し、宮城の日本酒の特徴を分かりやすく伝える構成としたWEBランディングページの制作。

(現在のMIYAGI STYLES (<https://miyagistyles.pref.miyagi.jp>)と同等以上の仕様とし、対象国の言語及び英語対応とする。)

ハ イ及びロの掲載内容を解説したリーフレットの制作。

(A4両面カラー8ページ以上とし、対象国の言語及び英語対応とする。)

#### (3) オンラインセミナーの実施

(2)で作成したPR媒体を活用し、現地ソムリエ協会等と連携し、現地ソムリエや輸出事業者等を対象としたオンラインセミナーを実施すること。

(開催数：2回以上、参加者数：100名以上)

#### (4) 現地テイスティング商談会の実施

(3) のオンラインセミナー参加者を対象とした現地テイスティング商談会を実施し、宮城県産日本酒の販路拡大を図ること。

(開催数：1回以上，参加者数20名／回以上，商談成立目標：720ml×200ケース(2,400本)以上。)

#### (5) 現地EC販売サイトとの連携

SNS等を活用した情報発信により，宮城県産日本酒の知名度を向上させ現地EC販売サイトとも連携し販売促進を図ること。

#### (6) アンケート等の収集・分析

イ セミナー等参加者から日本酒の味や香りの好みや日本酒に対するイメージ等の関心，イベントの内容等に関するアンケートを実施し，アンケート結果を収集・分析し報告すること。

ロ EC販売サイトでの販売データを収集し分析すること。

#### (7) 企画設計・調整

イ 本業務全体の計画書及びスケジュールを作成すること。

ロ 本業務全体を適切に進行管理するための運営体制を整備し，明示すること。

ハ 事前準備からテイスティング商談会実施までのスケジュール調整，現地ソムリエ協会や輸出事業者，参加者等との連絡調整，会場設営(会場の確保，装飾や案内板の設置・撤収等)進行管理まで，本事業全ての運営業務を行うこと。

ニ 本事業に関する輸出事業者等からの問合せや要望に対応すること。

ホ 全体の企画運営に際し，発注者と十分な連携をしながら実施すること。

### 5 成果物

本業務の成果物として，発注者が別途指定する期日までに以下のものを提出すること。

なお，資料は電子データで提出すること。電子データの提出に当たってはCD-R等の記録媒体を活用すること。

#### (1) 実績報告書

本事業で実施した内容及び結果をまとめるとともに，実施結果から事業効果を分析すること。

#### (2) 開催記録等

実施した事業に関する記録(プロモーション内容(会場詳細や参加者情報，提供メニュー，開催状況写真，配信データ情報や収集データ等)を整理してまとめること。

### 6 注意事項

(1) 業務の遂行に当たっては，個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに，各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら，業務上知り得た個人情報を紛失し，又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう，万全の注意を払うこと。

(2) 本業務により作成する成果物に関し，著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡すること。

なお，受注者は発注者に対し，一切の著作権者人格権を行使しないものとし，第三者をして行使させないものとする。また，受注者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し，又は第三者をして使用させる場合，発注者と別途協議すること。

(3) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は，発注者が特に使用を指示した場合を除き，受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。

なお，本業務の作業に関し，第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合，当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き，受注者は自らの負担と責任において一切を処理すること。

(4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は，協議により決定するものとする。

- (5) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定する。
- (6) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部又は全部を返還させることができるものとする。

## 7 その他

受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。